

令和 6 年度 第 2 回

郡 市 医 師 会 長 会 議

日時 令和 6 年 5 月 30 日 (木)

15 時 00 分～

場所 5 階 大会議室

会 長 挨 捶

協 議 事 項

- 1 会長・副会長・常任理事協議事項について

【郡市医師会長検討事項】

- 1 新興感染症に関する医療措置協定について
赤津 所沢市医師会長

報 告 事 項

- 1 医療事故調査制度の相談事案（令和 6 年 3 月分）について
松本常任理事
※件数 0 件

- 2 診療に関する相談件数等について（令和 6 年 4 月分）

松本常任理事
※件数 0 件

- 3 産業医委嘱契約書の確認について

寺師常任理事

4 令和 6 年度に実施する集団指導について

小室 常任理事

日 医

5 保険医療機関の指定について（令和 6 年 5 月分）

小室 常任理事

6 令和 6 年度認知症サポート医養成研修会受講者の推薦について

登坂（英） 常任理事

県福祉部

7 会長・副会長・常任理事報告事項について

そ の 他

[資 料 配 布] (ホームページ掲載)

- 1 「令和 6 年度歯と口の健康週間」について (5 枚)
桃木 常任理事 日医
- 2 サリドマイド製剤、レナリドミド製剤及びポマリドミド製剤の使用に当たっての安全確保の徹底について (男性患者における服用中止後の避妊の徹底について) (4 枚)
登坂 (英) 常任理事 日医
- 3 医療用麻薬適正使用ガイダンスの改訂等について (3 枚)
登坂 (英) 常任理事 日医
- 4 「希少がんを対象として自ら治験を実施する者による医薬品の治験によって開発された特定のバイオマーカーに基づき投与される医薬品の承認申請に係る取扱いに関する留意事項」の改正について (8 枚)
登坂 (英) 常任理事 県保健医療部
- 5 厚生労働省通知の周知について (98 枚)
登坂 (英) 常任理事 県保健医療部
- 6 医薬品等に係る受領文書について (令和 6 年 4 月分) (2 枚)
登坂 (英) 常任理事 日医
- 7 「使用上の注意」の改訂について (10 枚)
登坂 (英) 常任理事 日医
- 8 オマリズマブ (遺伝子組換え) 製剤の最適使用推進ガイドライン (季節性アレルギー性鼻炎) の一部改正について (20 枚)
登坂 (英) 常任理事 日医
- 9 黄熱の予防接種実施機関の指定について (8 枚)
登坂 (英) 常任理事 日医

赤津 所沢市医師会長

都市医師会長会議検討テーマ

日付 2024/5/19

都市医師会名：所沢市医師会

検討テーマ：新興感染症に関する医療措置協定について

要旨：

令和6年の診療報酬改定では、新興感染症等への備えに係る施設基準について、感染症法の改正を踏まえた第8次医療計画における協定締結を加算要件としている。

具体的には、感染対策向上加算及び外来感染対策向上加算の見直しがなされ、算定を希望する場合は期限までに埼玉県と第一種・第二種医療措置協定を結ぶことが求められている。

両協定では参加医療機関に施設や資材面での厳格な感染対策準備を求めており、各医療機関にとっては大きな負担となる。厳しい診療報酬改定の中で地域住民のために参加すべきか、多くの医療機関が悩んでいると思う。

所沢市医師会では新型コロナ対策として前回の診療報酬改定時にご開業の先生の御協力を頂き、47程度の医療機関が外来感染対策向上加算等を算定しながら発熱外来等の対策に従事した。診療に従事した医師が死亡したり、入院したりしながらの状態であったが地域を支える医師の気力を失くすことなく黙々と業務をこなして頂いた。

非常に残念なことだが、この度の医療措置協定の要件の中には感染患者に対応する医師を始めとする現場職員自身を守る施策、具体的には最も重要な予防接種についての行政の関与や支援について一言も触れられていない。

地域住民を守るために感染症対策の前線で働くことになる協定締結医療機関の職員に対してあまりにも厳しい仕打ちなのではと思いますが県医師会並びに埼玉県の御認識を伺いたいと思います。協定を結ぶなら自分達で実施せよとのメッセージと理解してよろしいのでしょうか。

備考

※当日の配布資料等がありましたら、添付ください。

寺師常任

産業医委嘱契約書の確認について

令和6年4月19日～令和6年5月23日 合計 14件(新規6件・更新8件)

No.	都市医師会名	産業医名	病・医院名	契約者(事業場)名・所在地	備考
1	11 朝霞地区	奈良 春代	和光脳神経外科・内科	和光市広沢1-5 和光市	会員 新規
2	11 朝霞地区	奈良 春代	和光脳神経外科・内科	和光市広沢1-5 みなみ保育園	会員 新規
3	14 入間地区	岡田 タカヒコ 貴彦	小林病院	入間市中神918番地1 株式会社ムサシインテック	会員 新規
4	14 入間地区	鈴木 マサオ 将夫	ゆずの木台クリニック	入間郡毛呂山町葛貫700 株式会社ビロー	会員 新規
5	19 比企	狩野 篤	シャローム病院	東松山市今泉28 株式会社Y DM	会員 新規
6	24 南埼玉郡市	指原 俊介	県西在宅クリニック 久喜駅前	久喜市樋ノ口603-1 株式会社片岡運送	会員 新規
7	3 大宮	サトウ 齋藤 カズアキ 和昭	さいとう医院	さいたま市西区西大宮3-11-1 学校法人佐藤栄学園 埼玉栄中学・高等学校	会員 更新
8	3 大宮	サトウ 齋藤 カズアキ 和昭	さいとう医院	さいたま市北区本郷町1813 学校法人佐藤栄学園 さとえ学園小学校	会員 更新
9	3 大宮	中村 勉	中村医院	埼玉県北足立郡伊奈町小室1123 学校法人佐藤栄学園 栄北高等学校	学校法人佐藤栄学園 本部所在地:さいたま市大宮区上小町476 会員 更新
10	3 大宮	中村 勉	中村医院	埼玉県北足立郡伊奈町小室1123 学校法人佐藤栄学園 専門学校埼玉自動車大学校	学校法人佐藤栄学園 本部所在地:さいたま市大宮区上小町476 会員 更新
11	3 大宮	和田 修	和田クリニック	さいたま市見沼区砂町2-77 学校法人佐藤栄学園 栄東中学・高等学校	会員 更新

産業医委嘱契約書の確認について

令和6年4月19日～令和6年5月23日 合計 14件(新規6件・更新8件)

No.	都市医師会名	産業医名	病・医院名	契約者(事業場)名・所在地	備考
12	15 飯能地区	ヨコタ ケンスケ 横田 健介	横田医院	日高市大字原宿721番地 太平洋セメント株式会社 埼玉工場	会員 更新
13	19 比企	ワダ オサム 和田 修	いちごクリニック	比企郡滑川町大字福田750-1 滑川町役場	会員 更新
14	25 越谷市	コジマ ヨウイチ 小島 洋一	小島医院	越谷市越ヶ谷三丁目5番22号 越谷・松伏水道企業団	会員 更新

小室常任

日医発第397号（保険）

令和6年5月23日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

長島公之

（公印省略）

令和6年度に実施する集団指導について

令和6年度の指導・監査・適時調査等については、令和6年1月26日付け日医発第1913号（保険）にてご連絡申し上げたところでございます。

その上で、令和6年度の診療報酬改定時における集団指導等の取扱いについて、令和6年3月8日付け日医発第2125号（保険）にてご連絡申し上げました。

今般、厚生労働省保険局医療課 医療指導監査室から、令和6年度に実施する集団指導（指定時、更新時、登録時）について、昨年度と同様、eラーニング方式により実施する旨の事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

指導実施日の1か月前に、保険医療機関または保険医に実施通知が送付され、保険医療機関または保険医ごとにIDとログインパスワードが付与されます。1か月間視聴可能であり、この間、インターネットを介してeラーニングシステムにログインして、指定された動画コンテンツを視聴することで実施されます。

ただし、インターネット環境を有していない等の事情により、動画コンテンツを視聴できない場合は、厚生局内の会議室等での視聴を可能としたり、個別に資料送付を行うことや、視聴期間内に完了できなかった場合は再度視聴期間を設けるなど、厚生局が都道府県医師会と相談しながら、地域の実情に配慮し、柔軟に対応するよう要請しております。

(添付文書)

1. 令和6年度に実施する集団指導について

(令和6年5月20日付け 事務連絡

厚生労働省保険局医療課 医療指導監査室)

事務連絡
令和6年5月20日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室

令和6年度に実施する集団指導について

令和6年度に実施する指導監査等の取り扱いについては、令和6年1月26日付け事務連絡「令和6年度における指導監査等について」でお示ししているところです。今般、集団指導の取り扱いについて、下記により改めてお示ししますので、遺漏なきようお願ひいたします。

記

集団指導の実施について

令和6年度に実施する集団指導（指定時集団指導、更新時集団指導、登録時集団指導）については、令和5年度と同様に下記のとおりeラーニング方式により実施することとします。

（1）eラーニング方式による集団指導の概要

保険医療機関等又は保険医若しくは保険薬剤師（以下「保険医等」という。）が、インターネットを介してeラーニングシステムにログインし、指定された動画コンテンツを視聴することによって実施します。

ただし、インターネット環境を有していない等の事情により動画コンテンツを視聴できない場合は、地方厚生（支）局又は都府県事務所内の会議室等での視聴や、やむを得ない事情により視聴期間中にeラーニングによる集団指導に参加できない保険医療機関等及び保険医等に対しては、資料を送付するなど柔軟に対応願います。

また、地域の実情により、eラーニング方式を用いず、従来の方式による集団指導と同様に集合形式による集団指導の実施とすることや、登録時集団指導において、対象となる保険医等が勤務している保険医療機関等の会議室において複数人の保険医等が同時に視聴することも差し支えありません。

(2) 実施通知について

指導実施日の前1か月間の視聴可能期間を設けることとし、実施通知には保険医療機関等並びに保険医等毎にID及びログインパスワードを記載してください。

(実施例)

指導実施日：令和6年6月30日（日）

実施通知送付日：令和6年5月31日（金）

視聴期間：令和6年6月1日（土）から令和6年6月30日（日）まで

(3) 視聴者の登録について

視聴者（指導対象者のID、パスワード、所属グループ、指導動画）の登録については、eラーニング事業者に依頼する方法若しくは自序で直接登録する方法を選択することができます。実施の都度、選択は可能ですので、やりやすい方法により登録を行ってください。（具体的な登録方法は、別添の「令和6年度eラーニングによる集団指導の実施について（手順）」を参照してください。）

なお、自序で登録する場合、作業担当者はあらかじめ登録が必要なため、人事異動等で担当者が追加、変更となる場合は監査室にご連絡願います。

(4) eラーニング方式による集団指導の出席に係る記録について

集団指導の対象となる保険医療機関等及び保険医等は、指定された動画コンテンツの視聴を完了することにより、令和6年度の集団指導を出席したことになります。地方厚生（支）局においては、eラーニングシステムの管理者画面で視聴履歴を確認し、視聴期間内に視聴が完了している保険医療機関等及び保険医等を出席として保険医療機関等管理システムに入力してください。

また、視聴期間内に視聴を完了できなかった保険医療機関等及び保険医等に対して再度視聴期間を設けるなど、集団指導の対象となった全ての保険医療機関等及び保険医等が原則、令和6年度中に視聴を完了できるよう配慮してください。

(5) eラーニング方式による集団指導の実施期間について

eラーニング方式による集団指導の実施期間（動画コンテンツの配信期間）は、令和6年6月から令和7年2月末までの期間となります。

別添の「令和6年度eラーニングによる集団指導の実施について（手順）」により実施してください。

○厚発〇〇〇第〇〇号
令和 年 月 日

〇〇医院
開設者 〇〇 〇〇 様

〇〇厚生(支)局長

〇〇厚生（支）局及び〇〇都道府県による集団指導の実施について（通知）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法第73条（船員保険法第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定により、集団指導を実施することとしていますが、eラーニングを視聴することにより集団指導に出席したものとみなします。

つきましては、下記のとおり〇〇厚生(支)局と〇〇県による集団指導（eラーニング）を実施いたしますので、視聴可能期間内に視聴されるよう通知します。

記

1 目的

保険医療機関における保険診療等（薬局の場合、保険薬局における保険調剤等）について定められている「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（薬局の場合、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」）等をさらに理解していただき、保険診療（薬局の場合、保険調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的としています。

2 視聴方法

〇〇厚生（支）局のホームページに掲載している集団指導（eラーニング）用URLからログインページにアクセスし、必ず下記5及び6のログインID及びログインパスワードによりログイン後、下記4の視聴可能期間中に集団指導用コンテンツの視聴を完了してください。視聴を完了しなければ、集団指導に出席したとみなされませんのでご留意ください。

また、インターネット環境が無い等の理由により、eラーニングの受講が困難な場合は、〇〇厚生（支）局〇〇事務所まで来所いただき、視聴することが

可能です。詳細につきましては、連絡先までお尋ねください。
なお、ログインの方法等につきましては、別紙をご参照ください。

3 指導実施日（視聴期間最終日）

令和〇年〇〇月〇〇日（〇）

視聴期間最終日を記載

4 視聴可能期間

令和〇年〇〇月〇〇日（〇）から令和〇年〇〇月〇〇日（〇）まで

5 ログインID（全て半角）

n+都道府県コード〇〇+

（例）n017654321

6桁以上の英数字を記載する。

例：医療機関コード（7桁）

保険医番号6桁

※必ず本通知記載のIDと下記ログインパスワードでログインをしてください。
IDやパスワードを間違えると視聴できません。

6 ログインパスワード（全て半角）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

7 指導対象者

開設者、管理者、保険医、保険薬剤師

英数字9桁以上を設定し、記載する。

8 留意事項

最後まで視聴いただくと自動でマイページ画面に移動します。「視聴完了」と表示されていることを確認してください。

視聴困難な場合等のお問合せにつきましては、次の連絡先までお願いします。
(連絡先)

〇〇厚生(支)局〇〇事務所 〇〇課 〇〇

〒XXX-XXX XXX市〇〇町〇-〇-〇

電話 XXX-XXX-XXXX、FAX XXX-XXX-XXXX

【〇〇厚生局HP】

スマホ・タブレットからの視聴もできることから、QRコードを記載することも可

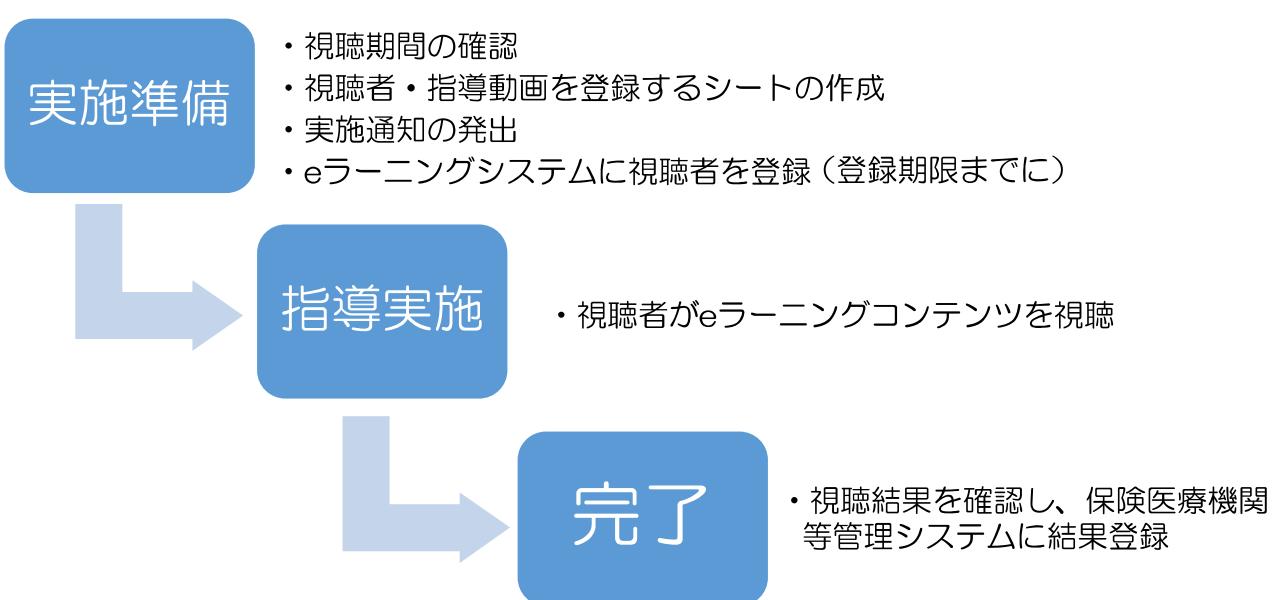
※記載例は北海道厚生局HPのもの



令和6年度eラーニングによる集団指導の実施について（手順）

1. 全体の流れ

eラーニングによる集団指導（「指定時集団指導」、「更新時集団指導」、「登録時集団指導」）については、指導の対象となる保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師（以下「視聴者」という。）のリストをeラーニングシステムに登録し、当該リストに記載された視聴者が、eラーニングコンテンツを決められた視聴期間内に視聴したことを指導実施者が確認する形式で行う。



2. 令和5年度からの変更点

eラーニング事業者が変更になったためeラーニングの画面等の仕様が変更となる。

- ① 新しいリンク先は（<https://nws.stage.ac/hoken-iryou/>）となる。
- ② 視聴が完了すると、視聴画面からマイページ（ログイン後の最初のページ）に遷移し、「視聴完了」が表示される。（視聴者は終了ボタンのクリックが不要となる。）
- ③ 「視聴者登録／更新 登録用エクセル」と「視聴者↔動画 登録用エクセル」の2つのエクセルシートにより視聴者・指導動画の登録を行う。
 - 「視聴者登録／更新 登録用エクセル」
視聴者のID、パスワード、所属グループ（都道府県）を登録するためのエクセルシート
 - 「視聴者↔動画 登録用エクセル」
視聴者と指導動画の紐付け登録するためのエクセルシート

3. 実施準備

（1） 視聴期間の確認

令和6年度指導計画に基づき、集団指導の実施月に該当する視聴期間を下記の表に

より確認し、登録期限までに視聴者を必ず登録すること。（登録期限上段●がeラーニング事業者への登録期限、下段☆が自庁で登録する期限。）

【視聴期間及び視聴者登録期限】

視聴回	視聴者 ●登録期限（事業者） ☆登録期限（自庁）	視聴期間	指導年月日 (視聴期間最終日)
第1回	●5月24日（金） ☆5月31日（金）	令和6年6月1日（土）～ 令和6年6月30日（日）	令和6年6月30日（日）
第2回	●6月21日（金） ☆6月28日（金）	令和6年7月1日（月）～ 令和6年7月31日（水）	令和6年7月31日（水）
第3回	●7月24日（水） ☆7月31日（水）	令和6年8月1日（木）～ 令和6年8月31日（土）	令和6年8月31日（土）
第4回	●8月23日（金） ☆8月30日（金）	令和6年9月1日（日）～ 令和6年9月30日（月）	令和6年9月30日（月）
第5回	●9月24日（火） ☆9月30日（月）	令和6年10月1日（日）～ 令和6年10月31日（木）	令和6年10月31日（木）
第6回	●10月24日（木） ☆10月31日（木）	令和6年11月1日（金）～ 令和6年11月30日（土）	令和6年11月30日（土）
第7回	●11月22日（金） ☆11月29日（金）	令和6年12月1日（日）～ 令和6年12月31日（火）	令和6年12月31日（火）
第8回	●12月23日（月） ☆12月27日（金）	令和7年1月1日（水）～ 令和7年1月31日（金）	令和7年1月31日（金）
第9回	●1月24日（金） ☆1月31日（金）	令和7年2月1日（土）～ 令和7年2月28日（金）	令和7年2月28日（金）

【事例】第2回視聴期間の6月に集団指導を実施する指導計画の場合

- ① 対象保険医療機関等、保険医等及び指導動画について「視聴者登録／更新 登録用エクセル」・「視聴者↔動画 登録用エクセル」に入力し、5月31日までにeラーニングシステムに登録する（eラーニング事業者に依頼する場合は5月24日まで）。
- ② 視聴期間最終日（6月30日）が指導実施日となるので、実施通知はその1ヶ月前にあたる視聴開始日（6月1日）に間に合うように発出すること。
- ③ 視聴期間が終了した後にeラーニングシステム管理者画面にて視聴者が視聴していることを確認し、保険医療機関等管理システムに指導実施日（6月30日）及び出欠を登録する。

（2）視聴者登録／更新 登録用エクセル

視聴者登録／更新　登録用エクセル（視聴者のＩＤ、パスワード、所属グループ（都道府県）を登録するためのエクセルシート）には次の3項目を入力する。

① ユーザーＩＤ（A列）

●保険医療機関等のＩＤ（9桁以上）

■オンライン資格確認導入に係る集団指導

s（半角小文字）十都道府県コード（2桁）十任意の6桁以上の英数字

■指定時集団指導

n（半角小文字）十都道府県コード（2桁）十任意の6桁以上の英数字

■更新時集団指導

r（半角小文字）十都道府県コード（2桁）十任意の6桁以上の英数字

●保険医等のＩＤ（9桁以上）

（医師）m（半角小文字）十都道府県コード（2桁）十任意の6桁以上の英数字

（歯科医師）d（半角小文字）十都道府県コード（2桁）十任意の6桁以上の英数字

（薬剤師）p（半角小文字）十都道府県コード（2桁）十任意の6桁以上の英数字

※ 任意の6桁以上英数字については、保険医療機関等のコードにするなど、どのＩＤがどの視聴者のものかを適切に管理の上、自由に設定することができるが、記号十都道府県コードのルールは守ること。

※ 一度登録したＩＤは、繰り返しの使用や複数の指導動画の登録に使用できる。

例えば、「指定時集団指導（医科）6月」に紐付けたＩＤの視聴者が視聴を完了しなかったため「指定時集団指導（医科）8月」の視聴を案内する際には、再度のＩＤ登録処理は不要となる。（後述（3）の「視聴者↔動画　登録用エクセル」の処理のみとなる。）

② パスワード（B列）

任意に英数字を組み合わせた9桁以上とする。

【注意】・「1」や「1」（小文字のl）等の混同されやすい文字の併記は避けた方が無難。

③ 氏名（C列）※見出しが「氏名」となっているが所属グループのこと）

プルダウンメニューから都道府県を選択 → 「北海道01」～「沖縄47」

【視聴者登録／更新　登録用エクセル】画面

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	121
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----

(3) 視聴者↔動画 登録用エクセル

視聴者↔動画 登録用エクセル（指導動画、ユーザーID、視聴期間を登録するためのエクセルシート）には次の4項目を入力する。

- ① 講義コード（A列 ※各指導動画名を英数字化したこと）

プルダウンメニューから講義コードを選択

各指導動画（集団指導名）に対応する講義コードは次のとおり

■ 指定時集團指導

→ 「n-」 + 「所屬科※」 + 「視聽開始月 2 衍」

※所属科（医科：medicine-、歯科：dental-、薬局：pharmacy-）

■更新時集團指導

→ 「r-」 + 「所屬科※」 + 「視聴開始月 2 桁」

※所属科（医科：medicine-、歯科：dental-、薬局：pharmacy-）

■ 登錄時集團指導

医科→「m-」+「視聴開始月2桁」

歯科→「d-」+「視聴開始月2桁」

藥局→「p-」+「視聽開始月2桁」

(例)

- 「指定時集団指導（医科）6月」 → [n-medicine-06]
 - 「更新時集団指導（医科）6月」 → [r-medicine-06]
 - 「登録時集団指導（医科）6月」 → [m-06]

- ## ② ユーザーID (B列)

上記(2)の「視聴者登録／更新」登録用エクセル」で登録した視聴者のID

- ③ 終了日 (C列)

月末（視聴期間の最終日）を入力する。（例：2024/6/30）

- ④ 終了時刻 (□列)

終了日の視聴終了時刻として「23:59」を入力する。

【聴聴者↔動画　登録用エクヤル】画面

（4）視聴者の登録は、別途示す「管理者用マニュアル」に基づき行うこと。

【注意】ID・パスワードともに全て半角とする。入力項目に誤りがあると実施通知を受け取った視聴者がeラーニングのコンテンツを視聴できない等のトラブルになるので、ダブルチェックを行うなど事故防止に努めること。

（5）eラーニング事業者に登録を依頼する場合は、「視聴者登録／更新 登録用エクセル」と「視聴者↔動画 登録用エクセル」が登録期限までにeラーニング事業者（株式会社ステージ）に到着するように各地方厚生（支）局医療課を経由してeメールで提出する。

【提出先】メールアドレス（p 6の6（4）のお問い合わせ先と同じ）

r6elearning-help@stage.ac

登録もれ等のトラブルを避けるため、視聴者リスト（Excelのブック・シート）が複数にわたることのないよう、1つのシートにまとめた上でeラーニング事業者へ提出すること。

（6）視聴者は各視聴期間の登録期限までに必ず登録すること。

登録期限までに登録できないと、視聴者はコンテンツの視聴ができなくなるので登録期限は厳守すること。登録期限に間に合わなかった場合は、翌月以降の指導実施に変更するなどの対応を図ること。

4. 実施通知

（1）視聴者の登録を行った保険医療機関等、保険医等あてに実施通知を作成し、視聴期間開始日前に視聴者に到達するよう発出する。

（2）実施通知には「実施通知例」を参考に次の点について記載すること。

①視聴方法、②指導実施日（視聴期間最終日）、③視聴可能期間、④ログインID、⑤ログインパスワード、⑥最後まで視聴し、自動的に移動するマイページ画面にて「視聴完了」の表示が出ていることを確認すること。

5. 視聴期間終了時

管理者画面にて視聴結果を確認する。視聴結果に基づき、保険医療機関等管理システムに指導結果を登録する。「指導年月日」は視聴期間最終日とする。（※各視聴者の視聴日ではありません。）

- ① 視聴が完了している場合 「90:出席（eラーニング）」
- ② 視聴が完了していない場合 「65:欠席」

6. その他

（1）下記①及び②のようにeラーニングにログインせずに視聴完了した視聴者については、管理者画面の視聴結果によらず、保険医療機関等管理システムに指導結果を登録

すること。

- ① インターネット環境がない等、e ラーニングを視聴できない旨の申し出があり、指導側で用意した会場、PC・モニターにて視聴者がログインせず視聴を完了した場合
- ② 登録時集団指導の際に集団で視聴したい旨の申し出があり、代表でログインした者以外の視聴者は e ラーニングにログインせずに視聴を完了した場合

(2) e ラーニングで使用するコンテンツ（医科・歯科・薬局）の内容は、e ラーニングシステムの画面からPDF形式でダウンロード・印刷することが可能。

やむを得ず、e ラーニングの視聴による集団指導を受けることができない視聴者に対しては、印刷したコンテンツを指導用資料として送付の上、出席の扱いとし、保険医療機関等管理システムに指導結果を登録すること。

(3) 予備ID

必要に応じて予備としてログインIDを設定することができる。前記3の(2)①のログインIDのルール（記号十都道府県番号十任意の6桁以上の英数字）に則り、視聴者リストにて e ラーニング事業者へ依頼若しくは自庁でシステムに登録を行う。

【使用例】

医科の登録時集団指導の実施に際して、他県登録の保険医が複数名いた場合に備えて予備IDを設定しておく。保険医療機関等から他県登録番号の保険医等がいる旨の連絡があった際に、予備IDを伝え視聴してもらう。

(4) e ラーニング事業者（問い合わせ先）

【事業者名】 株式会社ステージ

【メールアドレス】 r6elearning-help@stage.ac

※ e ラーニング事業者への照会等は、原則メールによること。

小室常任

保険医療機関の指定について (令和6年5月分)

新規	17件
遡及指定	18件
合計	35件

諮詢件数

	新規指定		指定更新	合計
	新規	遡及指定		
医科	17件	(1) 18件	62件	97件
歯科	8件	(2) 8件	49件	65件
薬局	9件	(3) 7件	53件	69件
計	34件	33件	164件	231件

()は開設者変更の再掲である

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和6年5月1日 から 令和6年5月31日 医科 指定分]

令和6年5月21日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	かわぐち胃腸と内視鏡クリニック	〒332-0017 川口市栄町3-1-14 川口三栄ビル6階AB号室	山田 正樹 (49歳)	山田 正樹	048-271-9722 常勤: 1 医 1() 消化器内科 胃腸 内科 内視鏡内科 外 肛門外科	新規	医	現存 診療日: 月火木金土日 休診日: 水祝 6.6.1
2	医療法人社団碧桐会 西川口えがおのクリニック	〒332-0021 川口市西川口2丁目10番8号2階	医療法人社団碧桐会 理事長 片桐 敏郎 (66歳)	常盤 彩 (48才)	048-446-6808 常勤: 1 医 1() 小	新規	医	現存 診療日: 月火水金土 休診日: 木日祝 6.6.1
3	川口いん整形外科	〒333-0802 川口市戸塚東3丁目3-18 1F	殷 鐘晃 (45歳)	殷 鐘晃	048-299-8362 常勤: 1 医 1() 整外 リハ	新規	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 6.6.1
4	あさくら皮ふ科クリニック	〒350-0806 川越市天沼新田276-5	朝倉 涼平 (35歳)	朝倉 涼平	049-234-1112 常勤: 2 医 2() 皮 小児皮膚科 美容皮膚科	新規	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 6.6.1
5	ゆずのきARTレディースクリニック	〒350-0046 川越市菅原町23番地1 アトランタビル壱号館3-1	三輪 淳子 (46歳)	三輪 淳子	049-292-9800 常勤: 1 医 1() 産婦	新規	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 土 休診日: 水日祝 6.6.1
6	医療法人社団順風会 上尾の森診療所 上尾駅前分院	〒362-0036 上尾市宮本町3番2号209	医療法人社団順風会 理事長 安間 尚徳 (37歳)	山下 真吾 (43才)	常勤: 2 医 2() 精 心内	新規	医	現存 診療日: 月水木金土 休診日: 火日祝 6.6.1
7	なでしこ眼科	〒351-0104 和光市南1丁目33-23	清水 咲子 (40歳)	清水 咲子	048-487-7637 常勤: 1 医 1() 眼 小児眼科	新規	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 6.6.1
8	入間ひだまりクリニック	〒358-0023 入間市扇台3丁目5-15	稗貫 理恵 (34歳)	稗貫 理恵	04-2962-1155 常勤: 1 非常勤: 1 医 1() 心内 精	新規	医	現存 診療日: 火水木土 休診日: 月木日祝 6.6.1

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和6年5月1日 から 令和6年5月31日 医科 指定分]

令和6年5月21日 作成

2頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
9	影森クリニック	〒369-1871 秩父市下影森939番地2 1階	医療法人社団埼西会 理事長 安達憲一郎 (42歳)	安達 憲一郎	0494-26-5548 常勤: 1() 医内 外	新規	医	現存 診療日: 月火水木金 休診日: 土日祝 6.6.1
10	鴻巣北本内科クリニック	〒364-0007 北本市東間5丁目64番	石坂 匡則 (40歳)	石坂 匡則	048-578-4663 常勤: 1() 医内 腎臓内科 糖尿病内科	新規	医	現存 診療日: 月火木金土 休診日: 水日祝 6.6.1
11	Sunnyキッズクリニック ザ・マーケットプレイス武藏浦和院	〒336-0027 さいたま市南区沼影一丁目8番18号 プラウドシティ武藏浦和ステーションアリーナ4階	医療法人社団Sunny 理事長 若林 大樹 (36歳)	相澤 魁人 (32才)	048-606-4204 常勤: 1() 非常勤: 4(4) 医小アレ	新規	医	現存 診療日: 月火水金土日祝 半日: 木 6.6.1
12	りきぞうクリニック	〒338-0831 さいたま市桜区南元宿2-8-1	斎藤 力三 (53歳)	斎藤 力三	048-767-8979 常勤: 1() 医脳外	新規	医	現存 診療日: 月火水木 半日: 土 休診日: 金日祝 6.6.1
13	もりクリニック	〒338-0012 さいたま市中央区大戸6丁目16-3	森 直己 (47歳)	森 直己	048-816-9472 常勤: 1() 医腎臓内科 内	新規	医	現存 診療日: 月火水木土 休診日: 金日祝 6.6.1
14	どんぐり耳鼻咽喉科	〒336-0923 さいたま市緑区大間木412-10	医療法人社団幸常会 理事長 得丸幸夫 (73歳)	得丸 貴夫 (46才)	048-767-5421 常勤: 1() 医耳い 頭頸部外科	新規	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 6.6.1
15	浦和駅ユーカリ耳鼻咽喉科	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1丁目16番1 2号 アトレ浦和West Area 4階	千原 康裕 (50歳)	千原 康裕	常勤: 1() 耳い 小児耳鼻咽喉科 内アレ 小	新規	医	現存 診療日: 月火水金土日 休診日: 木祝 6.6.1
16	医療法人社団松弘会 三愛病院附属陽まわりメディカルクリニック	〒336-0027 さいたま市南区沼影一丁目8番18号	医療法人社団松弘会 理事長 濟陽義久 (47歳)	西村 朝之 (59才)	048-767-7882 常勤: 1() 医内	新規	医	現存 診療日: 月水木金土 休診日: 火日祝 6.6.1
17	日暮里眼科クリニック 武藏浦和院	〒336-0027 さいたま市南区沼影1丁目8番18号 4階	医療法人社団隆昇会 理事長 富永隆志 (43歳)	秋山 彩香 (32才)	048-749-1035 常勤: 1() 非常勤: 1(1) 医眼 小児眼科	新規	医	現存 診療日: 月火水木金土日祝 6.6.1

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和6年5月1日 から 令和6年5月31日 医科 遷及指定分]

令和6年5月21日 作成

1頁

項目	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	こむら循環器内科クリニック	〒332-0017 川口市栄町三丁目10-18 第2リーヴァビル1階	医療法人拓心会 理事長 小村 悟 (54歳)	小村 悟	048-229-3710 常勤: 1 非常勤: 1 医 1(1) 循環器内科 内	組織変更 個人→法人	医	現存 診療日: 月火水木金 半日: 土 休診日: 日祝 旧機関コード: 020,983,3 6.5.1
2	川越江原耳鼻咽喉科	〒350-0806 川越市天沼新田276番地1 1階	江原 哲夫 (73歳)	江原 哲夫	049-233-7743 常勤: 1 医 1(1) 耳い アレ	組織変更 個人→個人	医	現存 診療日: 月水金 半日: 日 休診日: 火木土祝 旧機関コード: 040,341,0 6.5.1
3	あかねクリニック	〒350-1101 川越市的場1310番地5 的場駅前タウンA棟101号	医療法人あかね 理事長 西澤 賢治 (46歳)	西澤 賢治	049-227-3941 常勤: 1 医 1(1) 内 小	組織変更 個人→法人	医	現存 半日: 月火水木金 休診日: 土日祝 旧機関コード: 040,642,1 訪問あり 6.5.1
4	医療法人社団高栄会 みさと中央クリニック	〒341-0034 三郷市新和五丁目214番地	医療法人社団高栄会 理事長 高橋 公一 (53歳)	高橋 公一	048-953-5300 常勤: 2 非常勤: 1 医 2(1) 外 呼内 胃腸内 科 肝門外科 循 環器内科 小	移動 移転	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 木土 休診日: 日祝 旧機関コード: 120,191,2 訪問あり 6.5.1
5	あさか内科クリニック	〒351-0005 朝霞市根岸台三丁目20番1号 くみまちモールあさか2階	医療法人社団RITA 理事長 半田 寛 (48歳)	半田 寛	048-423-7773 常勤: 1 医 1(1) 内 消化器内科 外 肝門外科	組織変更 個人→法人	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 土日 休診日: 水祝 旧機関コード: 210,216,8 6.5.1
6	かとう整形外科・リハビリテーション科	〒353-0004 志木市本町5丁目10番26号 広優スクエア志木1階	医療法人社団広優会 理事長 加藤 広久 (52歳)	加藤 広久	048-486-3770 常勤: 2 医 2(2) 整外 リハ	移動 移転	医	現存 診療日: 月火水金土 半日: 木 休診日: 日祝 旧機関コード: 220,092,1 6.5.1
7	和光のそらクリニック	〒351-0115 和光市新倉1-12-59	医療法人白い翼 理事長 市川 亮 (47歳)	市川 亮	048-423-6639 常勤: 1 医 1(1) 精神 心内	組織変更 個人→法人	医	現存 診療日: 月火水木金土 休診日: 日祝 旧機関コード: 230,099,4 訪問あり 6.5.1

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和6年5月1日 から 令和6年5月31日 医科 遷及指定分]

令和6年5月21日 作成

2頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
8	小野整形外科医院	〒358-0053 入間市仏子字上野下814-3	須原 靖明 (48歳)	須原 靖明	04-2932-7288 常勤: 1 非常勤: 1 医療外 1(1) 整外 リハ 内 外	交代 親 → 子	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 木土 休診日: 日祝 旧機関コード: 280,090,2 6.5.1
9	おおき内科泌尿器科 クリニック	〒347-0028 加須市南小浜631番地1	医療法人社団美苗 会 理事長 大木 一成 (50歳)	大木 一成	0480-48-5775 常勤: 1(1) 医内 ひ	組織変更 個人→法人	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 旧機関コード: 380,099,2 6.5.1
10	いなば眼科クリニック	〒368-0033 秩父市野坂町1-11-21	医療法人社団董会 理事長 稲葉 滋子 (50歳)	稻葉 滋子	0494-26-7526 常勤: 1(1) 医眼	組織変更 個人→法人	医	現存 診療日: 月水金 半日: 火土 休診日: 木日祝 旧機関コード: 490,194,8 6.5.1
11	ほんまちクリニック	〒338-0003 さいたま市中央区本町東三丁目10番 7号	医療法人OAKほ んまちクリニック 理事長 岩崎 正 (59歳)	岩崎 正	048-852-5511 常勤: 1(1) 医内 呼内 アレ	組織変更 個人→法人	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 木土 休診日: 日祝 旧機関コード: 650,889,9 6.5.1
12	東岩槻ファミリーク リニック	〒339-0051 さいたま市岩槻区南平野1-20-8	医療法人東岩槻フ アミリークリニック 理事長 高橋 毅 (40歳)	高橋 毅	048-758-2277 常勤: 1(1) 医内 小外	組織変更 個人→法人	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 土 休診日: 水日祝 旧機関コード: 651,980,5 6.5.1
13	埼玉外科クリニック	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町一丁目268 番地 エイコービル3階	医療法人博文会 理事長 松下 公 治 (47歳)	松下 公治	048-650-2555 常勤: 1 非常勤: 3 医外 消化器外科	組織変更 個人→法人	医	現存 診療日: 月火水木金土 休診日: 日祝 旧機関コード: 651,969,8 6.5.1
14	ゆづるクリニック	〒336-0017 さいたま市南区南浦和二丁目44番7 号 ピュアプレジール2階201号室	医療法人社団ゆづ るクリニック 理 事長 伊藤 譲 (54歳)	伊藤 譲	048-887-0330 常勤: 1 非常勤: 1 医内 糖内 産婦 外 乳房	組織変更 個人→法人	医	現存 診療日: 月火水金土 半日: 木 休診日: 日祝 旧機関コード: 650,997,0 6.5.1

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和6年5月1日 から 令和6年5月31日 医科 遷及指定分]

令和6年5月21日 作成

3頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
15	きしろ内科・呼吸器 内科クリニック	〒336-0017 さいたま市南区南浦和二丁目12番1 8号 松永ビル2F	医療法人社団晃徳 会 理事長 木代 泉 (60歳)	木代 泉	048-749-1115 常勤: 1 医内 呼内 アレ	組織変更 個人→法人	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 旧機関コード: 650,533,3 6.5 - 1
16	こびなた在宅クリニ ック	〒339-0057 さいたま市岩槻区本町1丁目3番11 号 原田ビル1階	医療法人和恒会 理事長 小日向 聰行 (50歳)	小日向 聰行	048-796-5911 常勤: 2 医内 外 循環器内 科	組織変更 個人→法人	医	現存 診療日: 月火水木金土祝 休診日: 日 旧機関コード: 651,085,3 6.5 - 1
17	とみた脳神経外科ク リニック	〒336-0967 さいたま市緑区美園四丁目14番地1 5	医療法人社団仁藍 会 理事長 富田 楨之 (59歳)	富田 楨之	048-878-7777 常勤: 1 医外 脳外	組織変更 個人→法人	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 木土 休診日: 日祝 旧機関コード: 650,831,1 6.5 - 1
18	らいおねるファミリ ークリニック	〒339-0043 さいたま市岩槻区城南五丁目7番67 号	医療法人社団Pm C Lionel 理事長 加藤 礼保納 (38歳)	加藤 礼保納	048-798-7777 常勤: 1 医内 小外 小外	組織変更 個人→法人	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 土日 休診日: 水祝 旧機関コード: 651,094,5 6.5 - 1
<訪問詳細面> 項目3 訪問ルーティン 月～金 14:00～18:00 訪問: 診療時間内	項目7 和光のそらクリニック 月～土: 9:00～12:00, 13:00～17:00 訪問: 13:00～17:00							
	項目12 東岩槻ファミリークリニック 月、火、木、金: 9:00～12:00, 15:00～18:00 水: 9:00～13:00 休診日: 土日祝 訪問: 土日祝							
項目4 みやこやすクリニック 月、火、水、金 9:00～12:30, 13:00～18:00 木、土 9:00～12:30 訪問: 診療時間内	項目16 こひなた在宅クリニック 月～土 9:00～12:00 訪問: 13:00～17:00							

登坂（英）常任

地ヶ第117号
令和6年5月8日

一般社団法人 埼玉県医師会
会長 金井 忠男 様

埼玉県福祉部長 細野 正（公印省略）

令和6年度認知症サポート医養成研修受講者の推薦について（依頼）

県の認知症施策の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、標記研修について国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長から令和6年4月23日付け長寿発研修第042302号で募集の通知がありました。

県では、急速な高齢化の進展に伴い今後認知症高齢者が大幅に増加することが見込まれることから、引き続き認知症サポート医を養成し、主治医（かかりつけ医）を支援していただくとともに、各市町村が設置する認知症初期集中支援チームの主要メンバーとして、その役割を担っていただきたいと考えております。

つきましては、御多用のところ恐縮ですが、下記により受講者を御推薦くださるようお願ひいたします。

なお、認知症初期集中支援推進事業の推進や認知症サポート医が担当する高齢者人口を勘案して認知症サポート医の養成を進めたいと考えておりますので、それらを考慮の上、御推薦くださいますよう併せてお願ひいたします。

記

- 推薦様式 「令和6年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修募集要項」の「認知症サポート医養成研修受講申込書（別紙様式）」のとおりです。【受講者記入欄】部分を御記入の上、御提出ください。
- 推薦期限 令和6年7月2日（火）までに下記担当あて御送付をお願いします。
- 推薦人数 18人以内（さいたま市を除く。）
- 費用負担 研修受講費用（50,000円）は県が負担します。
- 謝礼 1人当たり30,000円（諸経費を含む。）を研修受講者へお支払いいたします。
- 受講方法 eラーニングシステムを利用したオンライン形式と集合研修の複合型となります。
- 募集回 令和6年4月23日付け長寿発研修第042302号の別添2の7（3）申込期限により、第1回は期限内での調整が困難であるため、第2～5回の募集とします。
なお、受講決定通知は、各申込期限の回次ごとに調整の上、通知となります。
- 名簿公表 研修修了後の修了者名簿の公表について「受講申込書」と合わせて「意思確認票」（別紙様式2）を御提出ください。

担当 地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当 須藤
電話 048-830-3251
FAX 048-830-4781
E-mail a3250-05@pref.saitama.lg.jp

認知症サポート医養成研修受講申込書

【都道府県・指定都市担当者記入欄】

所 在 地	〒.....	
連絡先	電話番号 :	FAX :
	E-mail :	
担当部局	担当者名	

【受講者記入欄】

希望者氏名	ふりがな		性別
生年月日	昭和 年 月 日 歳		
職場名			
診療科(所属)	:		職名:
職場住所	〒.....		
テキスト・修了証書の送付先	〒.....		
連絡先	電話番号 :	FAX :	
	E-mail :		
医師免許	医籍番号	第 号	
	登録年月日	平成 年 月 日	

研修に対する希望

希望する日程	第 回				
受講料の負担	都道府県市	医師会	所属先	個人	その他
請求書送付先	郵便番号 :				
	住所 :				
	所属 :				
	役職 :				
	氏名 :				
	連絡先TEL :				
	E-mail :				
	請求書宛名(債務者) :				

認知症サポート医養成研修修了後の修了者名簿の公表について

県では、認知症サポート医養成研修修了者の名簿を広く県のホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/ninchisyosesaku/sapotoi.html>)や刊行物等で公表しております。

これは、かかりつけ医や介護サービス関係者に地域の認知症サポート医を知っていただき、認知症の人の支援体制構築に役立てていただくことを目的としています。

つきましては、下記の公表例のとおり、研修修了後に公表させていただきたいので、別紙様式2の意思確認票に御記入の上、受講申込書とともに御提出ください。

記

※ 埼玉県ホームページから

認知症サポート医について

埼玉県では、一般社団法人埼玉県医師会と連携し、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医の養成を推進しています。

認知症サポート医の具体的な役割

1. かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築
 2. 地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
 3. 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案及び講師※
- ※県(及びさいたま市)が行う、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師等医療関係者向け認知症対応力向上研修等の講師を依頼する場合があります。

埼玉県内の認知症サポート医の名簿

公表に同意が得られた医師の氏名等を掲載しています。

<名簿の様式・記載例>

氏名	医療機関名	診療科目名	医療機関所在地	医療機関電話番号
埼玉 太郎	彩の国病院	〇〇科	さいたま市浦和区高砂3-1 5-1	048-830-3251

担当 埼玉県福祉部地域包括ケア課
認知症・虐待防止担当 須藤
電話 048-830-3251
FAX 048-830-4781

意思確認票

令和 年 月 日

埼玉県福祉部地域包括ケア課長 あて

令和6年度 認知症サポート医養成研修修了者名簿における公表について

→ (可 · 不可)

※どちらかに丸をお付けください。

1 お名前

2 医療機関名

3 診療科目

4 医療機関所在地

5 医療機関電話番号

長寿発研修第 042302 号
令和 6 年 4 月 23 日

各 都道府県知事 殿
各 指定都市市長 殿

国立研究開発法人

国立長寿医療研究センター

理事長 荒井 秀典



令和6年度認知症サポート医養成研修の募集について

標記研修については、「認知症地域医療支援事業の実施について」(平成27年4月15日付
老発0415第6号厚生労働省老健局長通知)により、実施しています。

つきましては、「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修
実施要綱」(別添1)及び「令和6年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症
サポート医養成研修募集要項」(別添2)を別添のとおり通知いたしますので、関係団体と協
議して研修受講者を決定の上、別添2の7(3)に定める期日までに、受講申込書を当センタ
ーに提出いただきますようよろしくお願ひいたします。

(別添1)

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 認知症サポート医養成研修事業は、認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築を図ることを目的とする。

第2章 認知症サポート医養成研修事業

(認知症サポート医養成研修事業)

第2条 本事業は、「認知症地域医療支援事業の実施について」(平成27年4月15日付老発0415第6号厚生労働省老健局長通知)の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」(以下「支援事業実施要綱」という。)の第1の1に基づき実施するものとする。

(研修対象者)

第3条 研修対象者は、実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

- ア 地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師
- イ 支援事業実施要綱の第1の1(2)に掲げる認知症サポート医の役割を適切に担える医師

2 本研修終了後は、認知症サポート医の役割を担うことについて、実施主体の長が各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

(研修内容)

第4条 研修内容は、認知症サポート医として必要な、下記の事項等の修得に資する内容とする。

- ア かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術
- イ 地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術

(研修方法及び期間)

第5条 研修方法は、原則としてオンライン研修と集合研修のハイブリッド形式とし、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター指定の講師による講義・演習・テストを基本として行う。研修各回につき、オンラインでの研修を指定期間内に受講完了した者がその後集合研修(グループワーク等)を受講することとする。

(研修受講者数)

第6条 研修受講者数は、別に決定する定員とする。

(研修受講手続)

第7条 研修受講手続は、別に定める研修募集要項において定める。

(研修受講者の遵守事項)

第8条 研修受講者は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの指示事項を遵守しなければならない。

(研修の取消し)

第9条 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長(以下、「理事長」という。)は、研修受講者が前条の規定に違反する等研修受講者としてふさわしくない行為を行った場合は、厚生労働省と協議し研修の受講を取り消すことができるものとする。

2 理事長は、前項の規定により研修の受講を取り消した場合、当該受講者を推薦した都道府県又

は指定都市(以下「都道府県等」という。)の長にその旨通知するものとする。

(修了証書の交付)

第10条 理事長は、全課程研修修了者に対し、別紙様式による修了証書を交付する。

(修了者の登録)

第11条 理事長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

(研修費用)

第12条 研修費用については、研修受講者又は都道府県等が負担するものとし、別に定める研修募集要項において定める。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成17年10月31日から施行する。

改 正 平成18年 6月 1日施行

改 正 平成18年 8月 1日施行

改 正 平成19年 5月 8日施行

改 正 平成20年 5月 19日施行

改 正 平成21年 6月 4日施行

改 正 平成22年 6月 25日施行

改 正 平成23年 6月 14日施行

改 正 平成25年 7月 8日施行

改 正 平成26年 7月 18日施行

改 正 平成27年 5月 19日施行

改 正 令和 2年 12月 21日施行

改 正 令和 5年 4月 1日施行

改 正 令和 5年 9月 29日施行

改 正 令和 6年 4月 23日施行

(別添2)

令和6年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修募集要項

1 目的

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医(推進医師)を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築を図ることを目的とする。

2 研修対象者

「認知症地域医療支援事業の実施について」(平成27年4月15日付老発0415第6号厚生労働省老健局長通知)の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」第1(4)のとおり。

3 研修日時、研修会場及び定員

別紙のとおり

4 研修内容

別紙のとおり

5 研修受講費用(全課程を修了した場合)

50,000円(消費税込み)

なお、支払い方法については、研修の全課程の受講修了後、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが発行する請求書により、請求書に定める期限までに支払うこと。

6 修了証書の交付

修了証書は、全課程の修了者に対して交付する。

何らかの理由で全課程を修了できなかつた受講者は不足分を受講した後に修了証書を交付する。

7 受講手続

(1)必要書類

受講申込書(別紙様式)

(2)手 続

都道府県又は指定都市(以下「都道府県市」という。)は、都道府県市医師会と相談の上、研修対象者の選考を行った後、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに申込期限までに(1)の受講申込書を提出すること。

個人が国立研究開発法人国立長寿医療研究センターへ直接申し込むのではなく、所属する都道府県市へ申込みを行うこと。

(3)申込期限

第1回：令和6年5月27日(月)必着

第2回：令和6年7月23日(火)必着

第3回：令和6年9月2日(月)必着

第4回：令和6年10月8日(火)必着

第5回：令和6年12月3日(火)必着

(4)受講者の決定

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、都道府県市から推薦された研修対象者の受講が決定した場合は、速やかに都道府県市に通知するものとする。

この場合において、都道府県市は、受講の可否を申込者に伝達すること。

8 問い合わせ先

〒474-8511

愛知県大府市森岡町七丁目430番地

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

長寿医療研修センター 担当:大久保

TEL:0562-46-2311(内)2701

FAX:0562-45-5813

mail:ookubo-m@ncgg.go.jp

9 その他

各回の応募者が定員を超えた場合には、都道府県市と受講者の調整を行うものとする。

(別紙)

令和6年度 認知症サポート医養成研修 内容、日程及び会場について

1 開催形式

eラーニングシステムを利用したオンライン形式と集合研修の複合型で開催します。

2 研修内容

「認知症サポート医の役割」、「診断・治療の知識」、「制度・連携の知識」、「学習理解度テスト」、「グループワーク」
(一部講義をeラーニングサイトにて各自で受講、テスト合格にてeラーニング修了・集合研修への参加が可能となります。)

3 研修受講の流れ及び受講スケジュール

当研修を修了するためには、eラーニングと集合研修の両方を受講していただく必要があります。
受講申込書にて希望する日程を選択し各回の申込期日までにお申込みください。受講者の決定後、受講決定通知と併せてeラーニングの受講案内及び集合研修の案内を送付いたします。

オンライン上でeラーニングを受講(一部講義の視聴及び学習理解度テストの受験)後、集合研修にて残りの講義とグループワークに参加していただくと研修修了となります。

eラーニング：受講決定通知後から、集合研修開催日の3日前までに受講を修了してください。

集合研修：下記4及び5のとおり

4 集合研修の日程及び会場

受講申込書にて希望する日程を1つ選択し申し込んでください。

第1回	令和6年7月13日(土)	東京都 (定員 300名)
	コングレススクエア羽田	
	東京都大田区羽田空港一丁目1番4号羽田イノベーションシティ ゾーンJ	
第2回	令和6年9月14日(土)	北海道 (定員 150名)
	アスティホール	
	札幌市中央区北4条西5丁目1 アスティ45 4F	
第3回	令和6年10月19日(土)	東京都 (定員 350名)
	砂防会館	
	東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館1階	
第4回	令和6年11月30日(土)	大阪府 (定員 250名)
	マイドームおおさか	
	大阪市中央区本町橋2番5号	
第5回	令和7年1月18日(土)	福岡県 (定員 250名)
	福岡ファッションビル	
	福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目10-19 福岡ファッションビル7F	

5 集合研修の時間及び内容(予定)

集合研修は1日間(午後、半日程度、概ね13:00～16:30頃)の予定です。

集合研修では一部講義及びグループワークを実施します。

※内容により終了時間等が若干前後する場合があります。集合研修で実施する講義は回によって異なる可能性があります。当日の日程表等詳細は受講決定通知時に併せてお知らせいたします。

6 eラーニングの受講方法

受講者の決定後、eラーニングシステム受講について記載された案内を、各都道府県市を通して受講者に送付いたします。案内が届きましたら、指示に従い、eラーニングを受講してください。

eラーニングシステムの使用方法等、不明な点がありましたら事務局まで連絡願います。

※なお、お申込みいただいた集合研修開催日の3日前までにeラーニングを受講修了されなかった場合は、集合研修への参加はできませんのでご留意ください。

7 必要な機器・環境

・eラーニングシステムのご利用にあたり、必要な機器、環境等は以下のとおりです。

・安定した通信環境でインターネットに接続可能なパソコン

・以下のいずれかのブラウザがインストールされている環境

　　└ Google Chrome(最新版)

　　└ Microsoft Edge Chromium(最新版)

　　└ Safari(最新版)

※ スマートフォン、タブレット端末でも視聴できますが、推奨環境外ですので注意願います。

8 研修に関する留意事項等

・申し込み後、受講確定後にお知らせするeラーニングシステムのURL等は厳重に管理してください。他人に知らせたり、外部に公開したりすることは止めてください。

・研修の映像・音声を録画・録音等するなどして複製、外部への公開や二次利用するなどの行為は禁止いたします。